

羽村市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定・介護保険料の改定

市では、老人福祉法と介護保険法に基づき「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」の二つの計画を一体的な計画として策定しました（計画期間：平成30年度～平成32年度）。

この計画では、現計画（6期）の基本理念や「地域包括ケアシステム」の推進に向けての取組みを発展的に継承しながら「誰もが差別なく住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域社会」の構築に向けて、総合的に施策を推進するための具体的な取組みをまとめました。

※「羽村市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」は市役所1階高齢福祉介護課・市政情報コーナー、図書館、市公式サイトをご覧ください。

問合せ 高齢福祉介護課 高齢福祉係 ☎175

介護保険料が決まりました

所得段階区分		計算方法	保険料（年額）
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で、市民税非課税世帯の方 ・市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から公的年金等所得額を控除した額が80万円以下の方	基準額 × 0.45 (軽減後)	25,920円
第2段階	市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から公的年金等所得額を控除した額が120万円以下の方	基準額 × 0.60	34,600円
第3段階	市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から公的年金等所得額を控除した額が120万円を超える方	基準額 × 0.70	40,300円
第4段階	世帯で市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から公的年金等所得額を控除した額が80万円以下の方	基準額 × 0.90	51,800円
第5段階	世帯で市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から公的年金等所得額を控除した額が80万円を超える方	基準額	57,600円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	69,100円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上の方	基準額 × 1.30	74,900円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額 × 1.50	86,400円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額 × 1.70	97,900円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	基準額 × 1.80	103,700円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額 × 1.90	109,400円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	基準額 × 2.00	115,200円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 × 2.10	121,000円

※市では、介護給付費等準備基金を取り崩して保険料上昇を抑制し、負担能力に応じた設定としました。
※前年の所得に、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、合計所得金額は、当該特別控除額を控除して得た額となります。

問合せ 高齢福祉介護課介護保険係 ☎142

国民年金に関するお知らせ

平成30年度の国民年金保険料

平成30年度の国民年金保険料は、前年度より150円引き下げとなり4月から月額1万6340円となります。

納付書は4月上旬に日本年金機構から送付されます。納付忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金を受けられなくなる場合があります。納付書を確認し、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアで期限内に納めてください。

なお、便利で割引制度もある口座振替を利用する場合は、口座振替を希望する金融機関または郵便局で手続きをしてください。

クレジットカード納付については、青梅年金事務所にお問い合わせください。

国民年金保険料の免除・納付猶予申請

国民年金には、所得が一定額以下の方の保険料を免除または猶予する制度があります。また、失業した方は、特例として保険料が免除される場合があります（学生の方は、学生納付特例制度を利用してください）。

申請できる期間

● 過去期間：申請月から2年1か月前まで

※すでに保険料が納付済の月を除きます。

● 将来期間：翌年6月分まで

※1月～6月に申請するときは、その年の6月分までとなります。

【例】

平成30年5月に申請する場合、次の①②③の期間を申請することができます。

- ①平成27年度申請（平成28年4月～6月）
- ②平成28年度申請（平成28年7月～平成29年6月）
- ③平成29年度申請（平成29年7月～平成30年6月）

なお、この例の場合、平成28年3月以前の分は時効により申請できません。

申請方法 市役所または年金事務所の窓口で申請

申請に必要なもの 年金手帳・印鑑（代理人が申請する場合）

※離職した方は雇用保険被保険者離職票などが必要となる場合があります。事前に問い合わせてください。

学生納付特例制度

国民年金の学生納付特例制度とは、

大学・専修学校などに在学中の方で、本人の前年所得が一定基準以下で保険料を納めることが困難なとき、申請して承認されると、在学中の保険料を猶予する制度です。

対象 国民年金第1号被保険者（20歳から60歳未満）の学生

所得基準額 申請者本人の前年の所得金額が次の式で計算した額以下であること

■ $11.8\text{万円} + \text{扶養親族等の数} \times \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額}$ 申請できる期間 20歳以上の学生である期間のうち、次の期間

● 過去期間：申請月から2年1か月前まで

● 将来期間：申請年度末まで

【例】

平成30年5月に申請する場合、次の①②③の期間を申請することができます。

- ①平成28年度申請（平成28年4月～平成29年3月）
- ②平成29年度申請（平成29年4月～平成30年3月）
- ③平成30年度申請（平成30年4月～平成31年3月）

なお、この例の場合、平成28年3月以前の分は時効により申請できません。

申請方法

■ 前年度の申請に基づき平成30年度の在学が確認できた方

日本年金機構から学生納付特例の継続申請確認通知が送付されます。平成30年度も継続して申請する場合は、同封のながきに必要事項を記入して日本年金機構に返送してください。

■ 継続申請確認通知が送付されなかった方および初めて申請する方

市役所または年金事務所の窓口で申請してください。

申請に必要なもの 年金手帳・学生証または在学証明書など（学生である事が証明できるもの）・印鑑（代理人が申請する場合）

※離職した方は雇用保険被保険者離職票などが必要となる場合があります。事前に問い合わせください。

問合せ 青梅年金事務所 ☎ 0428-3013410 / 市民課高齢医療・年金係 ☎ 137